



専門家が 社会福祉法人に対して 行う支援とは

川元麻衣公認会計士・税理士事務所

専門家とは

専門家とは、いわゆる「会計専門家」のこと。



支援内容

支援内容は、主に3種類ある。

会計監査

- ・計算関係書類＆財産目録を監査する。
- ・※HPへアップ済みの『会計監査人が監査対象となる計算書類等』レジュメを参考してください。

財務会計に関する

内部統制の向上支援

- ・「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」に記載された支援項目につき発見された課題＆その課題に対する改善提案を報告する。

財務会計に関する

事務処理体制の向上支援

- ・「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」に記載された支援項目の確認＆その事項についての所見を報告する。

財務会計に関する内部統制の向上支援

支援項目	
1-1 ガバナンス体制	2-2 購買取引
1-2 各種規程・業務手順書の整備	2-3 固定資産管理
1-3 職務分掌・職務権限体制	2-4 財務・資金管理
1-4 予算実績分析体制	2-5 人件費管理
1-5 IT の管理体制	2-6 在庫管理
1-6 コンプライアンス	3-1 決算・財務報告に関する規程の整備
1-7 リスクマネジメント	3-2 決算・会計業務体制
1-8 人材育成	3-3 各種証憑の整備体制
1-9 関連当事者との取引	3-4 決算の実施
1-10 情報管理体制	3-5 各勘定科目の統制
1-11 情報公開	3-6 計算書類の開示・保存
2-1 収益認識	3-7 内部取引の把握と相殺消去

支援業務実施報告書のひな型：

こちらのページ下部にある（別添1）Word

財務会計に関する事務処理体制の向上支援

支援項目

1 予算	14 借入金・債権債務の状況
2 経理体制	15 リース取引
3 会計帳簿	16 引当金
4 計算書類等	17 基本金
5 資産、負債の基本的な会計処理	18 国庫補助金等特別積立金
6 収益、費用の基本的な会計処理	19 その他の積立金
7 内部取引	20 補助金
8 預貯金・積立資産	21 寄附金
9 徴収不能額	22 共通支出（費用）の配分
10 有価証券	23 整合性
11 棚卸資産	24 注記
12 経過勘定	25 社会福祉法人会計基準で示されていない会計処理の方法が行われている場合
13 固定資産	

支援業務実施報告書のひな型：

こちらのページ下部にある（別添2）Word

支援を受けるメリット

会計監査

- ・監事が行う会計監査業務が軽減される。
- ・指導監査の周期が通常3年に1回のところ、5年に1回へ延長される。
- ・指導監査の項目のうち、「会計管理」が省略され、「組織運営」が効率化される。

財務会計に関する

内部統制の向上支援

- ・指導監査の周期が通常3年に1回のところ、4年に1回へ延長される。
- ・指導監査の項目のうち、「会計管理」が省略され、「組織運営」が効率化される。

財務会計に関する

事務処理体制の向上支援

- ・指導監査の周期が通常3年に1回のところ、4年に1回へ延長される。
- ・指導監査の項目のうち、「会計管理」が省略される。